

入札説明書

奈良県立民俗博物館旧萩原家住宅屋根葺替等修理工事

30文資第155号

平成30年8月

奈良県地域振興部文化資源活用課

入札説明書

奈良県立民俗博物館旧萩原家住宅屋根葺替等修理工事にかかる入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。（共同企業体構成員も含む）

- (1) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち建築一式に登録を受けていること。
※ただし、当該業種に係る平成30年度の競争入札参加資格申請を行っていない場合は、参加することができません。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による入札公告第2の「登録業種」に対応する建設工事（以下、「登録業種工事」といいます。）の特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 入札公告に記載する競争入札参加意向申出書の提出日、入札執行日及び競争入札参加資格確認申請書の提出時点において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
- (8) 共同企業体の全ての構成員は、登録業種工事の元請実績を有する者であること。
ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者にあつては出資比率が20%以上、その他の構成員にあつては10%以上の場合に限ります。

2 競争入札参加意向申出書の提出

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加意向申出書（別記様式1－1または1－2）を下記により提出し、現場説明会案内書の交付を受けなければなりません。

(1) 入札参加意向申出書の提出

- ア 提出期限 平成30年8月10日（金）午後4時まで（郵送は午後5時着まで）
- イ 提出場所 奈良市登大路町30番地
奈良県地域振興部文化資源活用課文化資源活用係
- ウ 提出枚数 1枚
- エ 提出方法 郵送又は持参。期限内に到着したもののみ有効
奈良県地域振興部文化資源活用課文化資源活用係あてに送付または持参してください。
- オ その他 入札参加意向申出書が期限内に提出された場合、現場説明会案内書を交付します（申出書提出が持参の場合は受付時に交付。郵送提出の場合は案内書はファックスにより送付）。
参加意向申出書を郵送提出した場合、8月13日（月）、正午までにファックスで案内書を送付しますが、郵送したにもかかわらず、案内書の送付がない場合、8月13日（月）午後5時までに下記に問い合わせてください。
奈良県地域振興部文化資源活用課文化資源活用係
電話 0742-27-2054

3 競争入札参加資格の確認

入札参加者は、落札候補者となった場合、競争入札参加資格確認申請書、特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書（共同企業体を組む場合のみ）及びその添付資料（以下「申請書及び資料」といいます。）を下記によって持参により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 申請書及び資料の提出

- ア 提出部数 1部
- イ 提出期限 平成30年8月24日（金）午後5時 ※←入札の翌日
- ウ 提出場所 奈良県地域振興部文化資源活用課文化資源活用係

(2) 申請書及び資料の作成等

- ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- イ 提出された申請書及び資料は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ウ 提出された申請書及び資料は返却しません。
- エ 申請書及び資料の差し替え並びに再提出は認めません。
- オ 競争入札参加資格確認申請書は別記様式2－1又は2－2により作成してください。
- カ 共同企業体を組む場合は、特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書を別記様式3により作成してください。

キ 競争入札参加資格確認資料は下記（ア）から（エ）のとおりとし、次に従い作成してください。

（ア）工事実績を記載した書面

過去15年以内に竣工した茅葺を含む工事の施工実績を1件以上、別記様式4（必要に応じ様式4-2）に記載してください。当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（コリンズ）」に登録されている場合は、**「竣工時カルテ受領書」を添付するとともに、茅葺の施工を含む工事であることがわかる設計書・仕様書等の写しを添付してください。**

登録されていない場合は、記載した工事の施工実績が確認できる契約書（受注形態が共同企業体の場合は協定書）、設計書及び仕様書等の写しを提出してください。

これらによることができない場合は、工事概要が確認できる「工事施工証明書」（様式4-2）を提出してください。民間発注工事の場合は、実施を証明することのできる書類を添付してください。（当該様式の1～4の事項について確認できるものであれば必ずしも当該様式でなくてもかまいません。）

なお、上記の設計書・仕様書等の写し、「工事施工証明書」等で、茅葺の施工を含む工事であることが確認できない場合は、茅葺の施工がわかる該当工事の工事写真のカラーコピー等を添付してください。

（イ）配置予定技術者の資格等を記載した書面

入札公告第2の5に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を別記様式5に記載してください。

（ウ）現場代理人報告書

別記様式6に記載のうえ、3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。

（エ）モラルに対する決意を記載した書面

モラルに対する決意を記載した書面は別記様式7-1又は7-2により作成してください。

（3）申請書及び資料の作成説明会

実施しません。

4 施工体制確認調査

落札候補者は、開札後、提出書類一覧に示す様式8～10に定める提出書類（様式9を除きます。）に添付資料を添えて提出してください。

開札後、落札候補者の提出書類の審査を行うとともに、必要に応じ聞き取り調査を実施する場合があります。聞き取り調査に応じない場合は失格となります。また入札参加停止となる場合もありますのでご注意ください。

提出書類一覧

様式8	施工体制確認調査報告書
様式9	工事費内訳書（レベル3まで） ※入札時に提出（入札参加者全て）
様式10	工程計画

- * なお、様式9については入札公告第3に示す「入札書及び入札金額の内訳書の提出」期限までに、入札書と同封し提出してください。その際、様式9に「所在地」、「商号又は名称」、「工事番号」、「工事名」及び「工事場所」を記載して下さい。

誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。

- * 提出書類の様式及び記載要領は、設計図書の閲覧時に示します。
- * 本表に示す書類を作成する際には、各様式の記載要領を十分確認してください。また、記載内容を証明するための添付書類を必ず添付してください。記載内容が書類作成上の注意事項又は記載要領（奈良県地域振興部施工体制確認調査実施要領）に沿わない場合は、失格となります。
- * 提出期限以降の書類の訂正、差し替え等はできません。書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認のうえ提出してください。提出書類に不備（積算内容及び配置予定技術者に影響しない軽微な不備を除く。）がある場合は失格となります。
- * 次順位者が落札候補者となった場合の提出期限は別途指示します。
- * 下記の場合も契約審査会により適正な施工の確保がなされないおそれがあると判定され失格となります。
 - ア 施工体制確認調査に協力しない場合
 - イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合
 - ウ 入札価格の積算内訳及び工程計画が設計仕様等に適合しない場合
 - エ 積算内訳の記載内容が入札金額に適合しない場合
 - オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
 - カ 上記のほか、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合
- * 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- * 提出書類は、施工体制確認調査以外に提出者に無断で使用しません。
- * 提出書類は返却しません。

5 入札書の提出及び開札の日時、場所等

- (1) 入札の日時 平成30年8月23日（木）午前10時00分から
- (2) 入札の場所 奈良市登大路町30番地
奈良県庁 主棟6階 会計局入札室
- (3) 入札は入札者（代理人を含む）による直接投函により行ないます。

入札書の様式は通常の投函入札と同様で、宛名は「奈良県知事 荒井正吾」とし、工事名、工事場所、入札日（8月23日）を記し、住所及び社名または共同企業体名、代表者名を記名・押印し、代理人が入札書を提出される場合は、委任状で指定した代理人名の記名・押印を行なってください。

また、入札書封筒には、表に「入札書在中」と明記し、入札書宛名（「奈良県知事荒井正吾」）と入札日を記し、工事名、工事番号（「奈良県立民俗博物館旧萩原家住宅屋根葺替等修理工事 30文資第155号」）、工事場所、社名または共同企業体名及び代理人名を記入し、入札書を封入し、代表者または代理人の印で封印

して投函してください。

なお、代理人が入札書を提出する場合は、委任状で代理人を選定し、所定の委任状を入札書投函の前に提出してください。

(4) 開札の日時、場所

開札は全ての入札者の入札書投函が終了後、入札者立会いのもとに行ないます。

(5) 質疑書

本入札に関して疑義が生じた場合は、平成30年8月20日（月）午前12時まで質疑書（様式11）によりFAXで受け付けます。それ以降の質疑は受け付けません。

本入札に関する質疑であって、仕様書等で掲示した内容からは判断できない、もしくは判断が困難な質疑については、その回答を8月21日（火）午後4時45分までに文化資源活用課のホームページに掲示します。

6 入札方法等

(1) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

7 入札の無効

1に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札執行日までの間において奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けた者等入札時点において1に掲げる資格のない者の行った入札は無効とします。

8 落札候補者の決定方法

(1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内ですべてのものが入札した場合には、そのうち最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とします。

(2) (1)のうち、落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、開札に引き続き、「くじ」により落札候補者の順位を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。

9 最低制限価格の算定方法

この工事の最低制限価格は次の算式により設定しています。但し、この式により算出された金額が、予定価格の10分の9を超える場合は、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7に満たない場合は、予定価格に10分の7を乗じて

得た額とします。

最低制限価格＝（「直接工事費」×0.97＋「共通仮設費」×0.90＋
「現場管理費」×0.90＋「一般管理費等」×0.55）×108／100

10 技術者の配置

落札者は様式5に定める資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置するものとします。

11 現場代理人の配置

落札者は様式6に定める資料に記載した現場代理人を当該工事の現場に配置するものとします。

12 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第17条第1項の規定に基づき落札決定の日から5日以内に契約を締結するものとします。

13 手続における交渉の有無

無

14 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

15 関連情報を入手するための照会窓口

〒630-8501

奈良市登大路町30番地

奈良県地域振興部文化資源活用課文化資源活用係

電 話 0742-27-2054

別表1

工事業種	配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
建築工事	<p>① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者</p> <p>② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p>